格の再認定を受けていること。）。また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、機構の「契約にかかる指名停止等の措置要領について」（令和２年４月９日施行）に基づく指名停止を「北海道地区」において受けていないこと。

オ　機構が本事業について、本事業のアドバイザリー業務を委託した三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ　入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

キ　入札説明書に定めるＰＦＩ事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業、団体と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の企業、団体の役員が他方の企業、団体の役員を現に兼ねている場合をいう（上記オ、カについても同様）。

ク　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

㋐　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

㋑　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ⅰ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役。

(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役。

(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

ⅱ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

ⅲ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ）組合の理事。

ⅴ）その他業務を執行する者であって、ⅰ）からⅳ）までに掲げる者に準ずる者。

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

㋒　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ケ　警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

コ　機構が発注した「幌延深地層研究計画地下施設整備（第Ⅲ期）等工事（仮称）実施設計」に従事した企業である、北電総合設計株式会社又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　各業務の参加資格要件

１）施設整備及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。

ア　審査値　施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、文科省における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事1,200点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。（上記２⑴２）ウの再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が1,200点以上であること。）

イ　工事実績　平成15年度以降に元請として、（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、出資率20％以上の場合に限る）、おおむね深度200m以上、内径４m以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること（令和５年３月31日までに完了見込みの工事を含む。なお、実績は機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※１）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※２）、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

ウ　配置予定技術者

㋐　資格　資格は①及び②に該当すること。

①　専任で配置できること。

②　一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）で監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

㋑　工事経験　平成15年度以降で元請けとして（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、出資比率20%以上の場合のものに限る）、おおむね深度200m以上、内径４m以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること（令和５年３月31日までに完了見込みの工事を含む。なお、実績は機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※１）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※２）、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

※１：原子力事業者

電気事業法第２条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者

原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者

原子炉等規制法第１条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者